株式会社 MA プランニング行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和８年　１０月　１日　～　令和１１年　９月　３０日までの３年間

２．内容

目標：育児休業等の制度について、全従業員への周知を図る。

＜対策＞

●令和８年１０月～　育児休業等の制度について情報収集をする。

●令和８年１２月～　育児休業等の制度に関する資料を収集し、配布をすることで全従業員へ制度の周知を図る。